

Title	草創時代の飛鳥寺：四大寺攷(一)
Sub Title	Asuka-dera at an early time
Author	小川, 伸之(Ogawa, Nobuyuki)
Publisher	三田史学会
Publication year	1980
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.50, No.記念号 (1980. 11) ,p.83- 103
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	国史 第五〇巻記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19801100-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

草創時代の飛鳥寺

—四大寺攷(一) —

小川伸之

- 1 飛鳥寺の造営と本尊仏
- 2 推古三十二年の僧官制について

1 飛鳥寺の造営と本尊仏

われわれを驚喜させることとなつた飛鳥寺の発掘調査が進められたのは昭和三十一年から三十二年にかけてのことであつた。⁽¹⁾史料の上では一応理解されながら、現実にはどちらかといえば無視されがちであった飛鳥寺に、学界の目が大いに集められるようになつたのであつた。つづいて昭和三十四年、「歴史学研究」誌上に田村円澄氏の「飛鳥仏教の歴史的評価」が発表され、飛鳥仏教展開のあり方について、これまでの、天皇家中心的な、おおむね日本書紀に準拠した理解のしかたに強い反省が求められたのである。⁽²⁾その問題については、私もかつて一文を草したのであるが、その後、昭和四十三年の「佛教藝術」誌上に、毛利久氏の「飛鳥大仏の周辺」が発表され、飛鳥寺の本尊仏について革新的な解釈が提示された。⁽³⁾それを受けて、その後昭和五十年代にかけ主として美術史にたずさわる人々によつて活発な論議が展開されているのである。この問題について私は特別の新説を用意しているわけではないが、現時点までの論争の展開を、まず私なりに整理しておきたいと思うのである。

草創期飛鳥寺の歴史を探るには、日本書紀と元興寺伽藍縁起并流記資財帳（以下、元興寺縁起と略称する）とによらねばならない。この両者に鋭い文献批判を加えて、飛鳥寺研究の基礎固めをされたのは福山敏男氏であった。⁽⁵⁾ 縁起の後半部に収録されている「塔露盤銘」は全部とはいえないまでもおおむね創時建に述作されたものであること、「丈六光銘」は「露盤銘」の後半はもとより、前半よりも更に後に、ある目的のもとでの潤色をうけて成立したものであること、日本書紀・推古紀の飛鳥寺にかかる記事は全て「露盤銘」や「丈六光銘」を参考しながら更にいつそうの潤色・創作が加わったものであることを解明された。そして元興寺縁起の本文や推古紀の記事は、飛鳥寺創立に関する史料としては全面的に否定さるべきであると断じたものであった。この福山氏の論断は、昭和四十年代以降の論争に於ていつも一つの伏線となっているわけである。

ところでその露盤銘の末尾の文の解釈について藤沢一夫氏は、昭和二十七年に新しい解釈を提示された。⁽⁶⁾

爾時使作○人等、意奴弥首名辰星也、阿沙都麻首名未沙乃也、鞍部首名加羅爾也、山西首名都鬼也、以四部首為將、諸手使作奉也、

この末尾の文の○人のところ、藤沢氏は金人が正しいとし、その金人とは仏像をさすものと解された。このところの読み方には諸説あり、金人と読む場合にも、それは塔の露盤などの作成にあたった金工を指すものとする考えが通説であった。この藤沢氏の解釈と、昭和三十一・二年の発掘調査の結果による知見とを組合せ、従来どうもすつきりしなかつた飛鳥寺の本尊仏の問題に革新的な解釈を出されたのが前述の毛利久氏の論稿である。⁽⁷⁾

「書紀」崇峻元年（五八七一戊申、百濟の国が使と僧を遣して仏舍利を送ってきた。あわせて寺工・鑪盤博士・瓦博士・画工等が来朝した。これを受けて、蘇我馬子が飛鳥真神原に法興寺を作った。（なおこの記事は元興寺縁起本文及び塔露盤銘にも戊申年として記されている一数や名に多少の異同がある。）

同三年（五九〇）冬十月、入山取寺材。

同五年（五九二）冬十月、是月、起大法興寺仏堂興歩廊。

推古元年（五九三）春正月壬寅朔、丙辰、以仏舍利置于法興寺刹柱礎中。丁巳、建刹柱。

推古四年（五九六）冬十一月、法興寺造竟、則以大臣男善德臣押寺司。是日慧慈、慧聰二僧始住於法興寺。（このこ

とは塔露盤銘の末尾に丙辰年（五九六）十一月既と記されている）。

以上の書紀及び露盤銘の文によれば、飛鳥寺（法興寺）は崇峻元年（五八七）に起工され、推古四年（五九六）にすくなくとも伽藍の主要部の造営を終つたと解されるのである。ところが日本書紀は

推古十三年（六〇五）夏四月辛酉朔、天皇詔皇太子大臣及諸王諸臣、共同發誓願、以始造銅繡丈六仏像各一軀、及命鞍作鳥為造仏之工、是時、高麗國大興王聞日本國天皇造仏像、貢上費金三百両。

同十四年（六〇六）夏四月乙酉朔。壬辰、銅繡丈六仏像並造竟、是日也、丈六銅像坐元興寺金堂、
と記している。なおこのことについては丈六光銘につきのように記されている。

十三年歲次乙丑（六〇五）四月八日戊辰、以銅二万三千斤、金七百五十九両、敬造尺迦丈六像、銅繡二軀并挾侍、高麗大興王方睦大倭、尊重三寶、遙以隨喜、黃金三百廿両助成大福、同心結縁、

歲次戊辰（六〇八）大隨國使主鴻臚寺掌客裴世清、使副尚書祠部主事遍光高等來奉之、明年己巳（六〇九）四月八日甲辰、畢竟坐元興寺、

この兩者の年時の相異については、丈六光銘にある「明年」なる語を推古十三年（六〇五）の明年と、書紀の編者が誤り解したもので、丈六光銘が事実を伝へているものと考えられている。

さて以上の史料をそのまま受けいれるならば、飛鳥寺は推古四年に一応主要伽藍が完成しながら、その後推古十三年から十七年にかけて本尊仏が造られ、その間にかなりのブランクがあつたこととなるのである。そのように解してきた人もいたし、又、推古四年には塔のみが完成したのであって、金堂その他の造営はひきつづき進められており、推古十七年に

至つて完成したものとする人もあり、或いは推古十三年からの記事は、要するに天皇家と飛鳥寺とを結びつけんが為の創作文にすぎないと断ずる説あり、諸説紛々であった。なおそれについて、飛鳥寺の主要伽藍は四天王寺式のプランのものと一般に予想されていたのであつた。ところが三十一・二年の発掘調査の結果、飛鳥寺は一塔三金堂の中心プランを持つ規模壮大な伽藍建築であつたことが確認され、同時に、塔と中金堂は壇上積基壇の上に建てられ、東・西金堂は二重基壇の上に建てられていることなども判明した。ここに毛利氏の新説が登場するのである。⁽⁸⁾

毛利氏は露盤銘末尾の文を藤沢氏にならつて金人^ハ仏像のことと解する。そしてその本尊仏の造像は推古四年頃、伽藍主要部の完成とほぼ同じ頃に終つたのであり、その作者は露盤銘につづけて列記されている四名（前掲）こそまさにその人たちであつたとする。更に、発掘調査の結果、今日安居院の飛鳥大仏が鎮座している岩座は創建当初から動かされておらず、そこがまさに旧飛鳥寺中金堂の位置にあたつていることを論拠として、安居院の飛鳥大仏は、通説となつていて、推古十三年以後鞍作鳥によつて造られた像ではなく、この像こそ推古四年に完成した中金堂の本尊仏であるとした。今日、安居院の岩座の左右両側に穴がうがたれていることから、当初は三尊仏であつたと推定されている。それでは、書紀及び丈六光銘記すところの、推古十三年以後の造像の記事はどうなるか。それは、その後東西両金堂が追加建築された際、その必要にもとづいて銅繡二つの丈六像が新たに造られたものであるとする。塔と中金堂、東金堂と西金堂とがそれぞれ基壇構造に同一性を持つていることが強い論拠となつていて、こう理解することによって、推古四年の記事と、推古十三年以後の記事との間の從来のもやもやがすつきりと整理される。創建時飛鳥寺研究についての第三の革新的意見の提示であつた。

しかしながら。この毛利氏の新説については、昭和四十七年、町田甲一氏より反論が出された。⁽⁹⁾ まず推古四年に伽藍の主要部がすでに完成させていたということについて、書紀の推古四年に「法興寺造竟」と記されているのは露盤銘の「丙辰年十一月既」によつたものであり、この露盤銘の記録は塔の建築のことを語つたものであるのを、書紀の編者が誤つて

全伽藍の完成のごとく記したものであつて認められない。つぎに中金堂の本尊仏は推古四年の頃にすでに造像を終えていたという解釈について。露盤銘の「尔時使作○人等」の○人をたとえ金人と読んだとしても、それは即仏像を指すことにはならないことを、中国の例をあげて反論され、ここはやはり塔の金工関係のことを記しているものであろうとする。そこの外に推古四年仏の記録は存在しない。一方丈六光銘は当然本尊仏の光背銘であろうから、これが文武朝頃の作文であつたとしても、寺では本尊仏について推古十七年完成仏と伝えられていたのである。そうして当時の铸造技術から考へるなら相当の年数を要したにちがいなく、推古四年以降まもなく造像に着手、十三年鑄成、十六年に渡金が行なわれ十七年に完成したと解するのが実情ではないかと主張される。なおその本尊仏である今日の飛鳥大仏は、北魏後半の様式を引いた止利式の作品であり、止利が実在の人物であり、法隆寺金堂の本尊仏が止利の作品であるならば、蘇我氏と鞍作部一族との密接な関係から考えて、飛鳥寺本尊も止利の作品であった公算は極めて大きいとされた。なおこの作品の芸術的品質について、それは铸造技術的には失敗作であり、だからこそ後世での損傷もはげしく、今日みるととき無慚な姿を残すことになつたのであらうと断ぜられた。

一方、四十八年にはフランソワ・ベルチエ氏によつて、毛利説を継承・発展させる論説が出された。⁽¹⁰⁾

推古四年に飛鳥寺の造営工事が完了したとする書紀の記事は福山氏や町田氏によつて否定されるところであるが、ベルチエ氏は若干の例証をあげながら、書紀は露盤銘よりもくわしい、現存はしていない別の資料を編纂時に持つていたとし、杉山氏や毛利氏とおなじく推古四年伽藍主要部完成説を支持する。そして十三年以降の造像の記録は東西両金堂の追加建設にともなうものであるとする。なお、塔や中金堂基壇の様式が、後で建築されたと考へられる東西金堂のそれよりも新しい様式のように思われる点については、主要部の建築は百濟より新來の工人たちによつて造営されたのに対し、東西金堂の場合は、より古くに渡来して土着していた工人たちによつて建てられた為に、古い大陸の建築様式をそのまま受けついでいたのであると、なかなか巧みな説明がなされている。

また推古四年主要部完成では、古代における寺院造営の一般的常識から考えて、建築期間があまりに短かすぎるという指摘については、奈良時代に、東大寺大仏殿の建立がわずか四年で達成されていること、また日本ではじめての本格的大建築であったといつても、その工事を指導した建築技師は、その為にわざわざ百濟から派遣してきた熟練者であつたことを考慮すべきであると主張する。

つぎに本尊仏の問題について。「露盤銘」の金人の読み方については藤沢・杉山・毛利説を維承する。町田氏の説は、推古四年、十三年の書紀及び丈六光銘の記録を否定して成りたつものであるが、それにしては説得力が充分でないとする。また小林剛氏によつて既に提唱されているところの⁽¹⁾、敏達十三年の鹿深臣・佐伯連の将来仏が初期飛鳥寺金堂の本尊であつたが、その両像があまりに小さかつたので推古十三年に至り丈六本尊を新造することになったという説も否定され、推古四年の時点で、露盤銘に記される四名の仏師によつて、おそらく百濟様の本尊が造られたものと解する。それは現存の飛鳥大仏は如何。今日、中金堂の台石の上に安座する大仏は、書紀や丈六光銘が伝えるところの、推古十三年より止利によつて鋳成されたそのものであり、本来、東西金堂のいづれかにあつたはずのものであるとする。なお法隆寺の釈迦三尊が円熟期の止利の作であるのに對して、この大仏は若き初心期の作品であつて、それはそれなりに評価されるべきものであろうとする。

なお飛鳥寺の造営が、崇峻・推古初年代と推古十年代との二時期に大別されることについても、独自の解釈をうち出した。それは、推古十一年・十二年における聖徳太子のあいつぐ施策によつて、蘇我をはじめ各氏族より優位にたつた皇室が、やがて十三年には蘇我氏の氏寺であつた飛鳥寺を皇室の管轄下に置いた。そして天皇の誓願によつて二体の本尊と二字の金堂が建造されることとなり、またその寺名も、「法興寺」から「元興寺」に変更せられることとなつた。また高麗僧の慧慈に師事していた聖徳太子は、百濟の南方系仏教より、仏陀と地上君主とを同一視しようとする高句麗の北方系仏教こそ自己の政治的意図に即応するものと考え、ここに百濟的寺院であつた飛鳥寺は、高句麗的寺院へと変貌することに

なつた。その時に造られた大仏は北魏様のものであり、だからこそ高句麗王からは黄金が献送されてきたのであつたとする。¹²⁾

このベルチエ説に對しては、町田甲一氏⁽¹³⁾及び大橋一章氏⁽¹⁴⁾より反論が出された。まず町田氏はつぎのように反論する。

ベルチエ氏は書紀が露盤銘とは別の資料を持っていたと考えられ、推古紀の記事は信頼するに足るとするが、その論証は説得力が乏しい。また塔の銘に本尊の作者の名まで記した例は他はない。問題の所が「金人」とたとえ読めたとしても、その金人を仏像のことと解するベルチエ氏の論証は適切といえない。推古四年に塔が完成し、それと平行しながらややおくれて金堂も造営されていた。そしてやがて本尊の原型の製作に着手され、十三年には鋳成がはじめられ十七年に完成したと、このように解すればベルチエ氏が指摘するような不自然さはなくなるのではないか。丈六光銘の存在から考へても、中金堂の本尊が推古四年仏ではあり得ず、推古十七年仏であつた。⁽¹⁵⁾ そしてこの十七年仏は鋳造の失敗により、止利様式を十分に伝えるものとは評価できない。また書紀や丈六光銘が記すところの、銅繡二仏完成という記事には疑問があり、したがつてそれが東西両金堂の建設に即応するという推測もあまり真実性がない。なお金堂が建てられてから、十七年仏が完成するまでの間は、小林剛・野間清六両氏の推測された如く鹿深臣将来仏が安置されていたのであるうと自説を補強された。

五十年には大橋一章氏の雄篇が、主として毛利・ベルチエ両氏への批判として出された。大橋氏はまず露盤銘の問題の箇所の字がはたして「金」と読むべき字であるかどうか、それについて建永二年の書写本の複製本によつて、その中に使はれている金・全・企の三字をすべて点検された。結論として、「金」である可能性が強いとされながら、但し、この写本の書写者及び校正者はあまり学識のある人とは思はれず、誤字や脱字がかなりあることがすでに先学によつて指摘されているとして、書体からの詮索にはあまり意味がないのではないか。むしろ他の箇所の似た文例から推定して、このところは「使作金人等」ではなく、「使作奉人等」であったのではないかと提議されている。

さてそのように読んだ場合、この露盤銘はけつきよく本尊仏のことには何ら触れておらず、塔の建築工事のことのみを述べているのであるとし、この露盤銘の「金人」の語を根拠として展開されている推古四年と十三年の二時期造営説は成立しなくなるとして、これを斥けられた。

そこで塔・中金堂と東西金堂との基壇様式のちがいについてもベルチエ説を斥け、それは伽藍配置上の堂塔の重要度の差によって建物の構造にも差がつけられたのであり、中心線上にある塔・中金堂の重要度が高いからであるとする。それについて、最初に四天王寺式のプランの寺がつくられ、後に東西金堂が追加造営されたのであれば、最初の塔・金堂をかこんでいたであろう廻廊を破壊しなければならなかつたはずであるが、発掘調査の際、そのような旧廻廊の址らしきものは何も確認されていないということを強調している。

つぎに前述したベルチエ氏の推古十三年における飛鳥寺の国家的寺院への転成説について、比較的近年の黛弘道氏や井上光貞氏などの政治史的論述を引用しつつ、真っ向からこれを否定され、資料上の操作で飛鳥寺の発願主は次第に推古女帝へと変つていったのであり、飛鳥寺はあくまでも蘇我馬子の私寺であったことを強調している。

かくして大橋氏の考察によれば、飛鳥寺は用明二年（五八七）より推古二十年代（六一五前後）にかけての三十年ばかりの間に、一堂づつ絶え間なく連続して造営がなされたのであり、ベルチエ氏等が主張する二時期の間の断絶などはないことを、より具体的に推論された。中金堂は推古八・九年頃に完成したのであり、つづいて本尊の型とりなどがおこなわれ、十三年に铸造開始、十七年、主要堂塔の完成とあわせて渡金完了となつたのであり、その作者は止利仏師であった。なお今日まで本尊が安座している岩座は、この銅造丈六仏を安置するため、建築当初にそこに据えられたものであつたとする。そうして、東金堂には鹿深臣将来仏その他の船載仏が列べられ、西金堂には繡仏が懸けられていたのであることを、その西金堂の建築プランから推測しておられる。

この大橋氏の論稿に前後して、久野健氏の「飛鳥大仏論」（上下）が発表された。⁽¹⁶⁾ 久野氏は、今日飛鳥大仏が安座して

いるあの岩座が、創建当初から動かされていないという発掘調査の確認から出発する。そして特殊な山寺を除いては、岩座の上に銅造の像が安置されている例はなく、自然の岩座の上には石仏こそがふさわしいとする。また飛鳥寺造営時に百濟から派遣されてきた技術者たちの中に仏工がないこと、後の平城京元興寺の本尊が弥勒仏であつたこと、その他二三の史料などを典拠として、創建寺中金堂の本尊仏は、敏達紀十三年九月に之せる鹿深臣請來の弥勒石仏であつたであろうと推測している。

久野氏は、中金堂はやはり推古四年には完成していたと考えられる。そして東西両金堂のプランも創建時からあつたが、その造営に着手されたのは推古十三年頃で、そこで銅・繡二仏があらたに造られた。ところが完成してみると、この丈六釈迦如来こそ金堂の本尊にふさわしいと考えられ、急速弥勒石仏は東金堂に移され、丈六釈迦三尊仏が中金堂の岩座の上に、やや窮屈ではあるが無理して置かれることになったのであろうとする。

その上で久野氏は、飛鳥大仏をあらためて調査され、次のとき重要な提言をされている。即ち、飛鳥大仏は止利派の作品とは考えられないということである。わずかに残る部分より原初の像を想定し、足の組み方・耳の部分の造形・着衣法などが、法隆寺金堂の釈迦如来像その他の止利派の作品とは大きく違つていていることを指摘され、この大仏の造仏者は、朝鮮で造仏に従事していた技術者か、止利の祖父・司馬達止より後に朝鮮から渡来した技術者の子孫かによるものであろうとされている。

最後に、岩波・「大和古寺大観」第三巻の解説で、太田博太郎氏は、この本尊仏の問題についての諸論稿を紹介して、現在ではまだ定説を得るに至っていないとしつつ、露盤銘の問題箇所について、それが金人であるならばやはり仏像と解釈するのが最も妥当であろうとされている。⁽¹⁷⁾

昭和四十年代から五十年にかけての飛鳥寺論争の経過についてその跡をふりかえってきたのであるが、要するにその核心には、書紀と、元興寺縁起収めるところの塔露盤銘及び丈六光銘についての史料としての批判、それと発掘調査によつ

て確認された諸事実とをどう解釈するかにある。そして論点としては、推古四年の段階で寺の造営はどこまで進んでいたのか。まだ塔の完成だけであったのか、金堂も同時に竣工していたのであったかが一つである。そして現存する飛鳥大仏との関連において、飛鳥寺創建時の本尊仏は、いつ、誰たちによって造仏されたのであったかがもう一つである。

前者の問題点について、私はつぎのように考えている。結論を先に云えば、推古四年の時点で、伽藍の中駆部——すくなくとも塔と金堂とは一竣工していたであろうと思う。

露盤銘中の「使作○人等」については、大橋氏の考察によつても「金人」であつた蓋然性が強いようである。この語が金人であつたとすれば、文全体の流れの中でやや意表な感はあるが、やはり塔の鏤盤工とは別の人々をあげているのであり、金人＝仏像と解したいように思はれるが、しかしその上で、写本での誤字の可能性が強調されてくると、この問題にかぎつて云えますます霧の中に迷い入つた感が強く、この点からの解決の緒口は見つけにくいようである。ここに解釈が定まらないと、書紀・崇峻五年の「起大法興寺佛堂興歩廊」の語、推古四年十一月の「法興寺造竟」の語を他の史料から傍証することが難かしくなつてくる。露盤銘の文がはたして塔の竣工のみを記しているのか、最後の部分は金堂の本尊仏のこと記したものであつたのかは、まだどちらとも判じ難いようである。町田氏や大橋氏は露盤銘文は塔のことのみを語つてゐるものと断ずる。そして書記のこのあたりの飛鳥寺関係の記事については、福山氏の鋭い批判以来強く疑いをかけられており、ベルチエ氏の反証も必ずしも成功しているとは認め難いのであるが、しかし近年、書紀の記録の信憑性についてはいいますこし柔軟性をもたして理解した方がよいのではないかという意見もかなり出されており、⁽¹⁸⁾推古四年の時点では、塔のみしか建てられていなかつたのだと断じられないよう思うのである。

私としては、古代寺院造営の一般的あり方の面から飛鳥寺問題を捉えてみたいと思う。それについて想起されるのは、造営の次第がよく知られている山田寺のことである。山田寺の建設過程については、「上宮聖德法王帝説」の裏書によつてかなりに知ることができるわけであるが、六四三年にまず金堂の建築が着手され、六四八年には「始僧住」と記されて

いる。その後施主である石川麻呂の自害などがおこって建設は一屯挫するが、その後、天智朝から天武朝にかけて、塔・講堂と建設が進められたのであった。山田寺ではまず金堂が建てられ、その竣工をまって僧が居住したのであった。このことは、崇峻末年から推古四年へかけての書紀の飛鳥寺関係の記事を読むにあたって、大いに参考となるのではなかろうか。それについて、書紀・推古四年の「法興寺造竟」の語につづいて「是日慧慈・慧聰二僧始住於法興寺」と記されているのにならためて注目したい。このことについては、すでに福山氏によつて「書紀の編者の合理主義による潤色である」として斥けられているのであるが、伝説上で聖德太子と深くかかわる慧慈はしばらくおくとしても、慧聰がこの頃に飛鳥寺創設と関連して百濟より派遣されてきたのであつたことは露盤銘にも記されるところであり、書紀の記事も一概に捨て去るべきではないのではなかろうか。しかし山田寺の建設は飛鳥寺の創建より半世紀も後のことであり、そこに時代の移り変りを考慮すべきとする意見もあるうかと思う。それでは創立期の法隆寺はどうであつたか。昭和四十四・五年度の若草伽藍址の再調査によつて、金堂基壇が先に築成され、その後に塔基壇が築成されたことが判明した。また金堂址周辺からは飛鳥寺の創建瓦のつぎにくる角端点珠の九弁か十一弁の素弁瓦とほぼ同系統のものが出土することがわかつた。⁽¹⁹⁾ 法隆寺若草寺院は飛鳥寺にややおくれて創建され、飛鳥寺とは密接な関係をもつていた寺院である。そこでもまず金堂の建設からはじめられたのであつた。外国からの来朝僧が止住するのに、塔と仮僧房だけというのはあまりに不自然ではないか。おそらく慧聰たちは、寺院中軸の塔と金堂建設の進捗状況の報告を得て、推古三年に派遣されてきたのではなかろうか。基壇構成の状況からみても、塔と中金堂とが相次いで造営されたものと思はれる。大橋氏が云はれる旧廻廊址が存在しないではないかという点については、創建当初より東西金堂を増設することがプランに入つていたとすれば、さして重要性を持たないであろう。⁽²⁰⁾ 東西金堂の建設までに多少の時間的空白が存するのは、あるいはその間に、講堂や食堂・僧房等さしあたつて必要な堂宇の建築がつづけられていたのではなかろうか。

さて本尊仏の問題については、太田博太郎氏が「大和古寺大觀」において、いまだ定説を得るに至っていないとされた

が⁽²¹⁾、諸氏の意見には大きな食い違いが存している。毛利・ベルチエ両氏は露盤銘の語を、金人II仏像のことと解された。

その上で毛利氏は、推古四年の時点で忍海首・朝妻首・鞍部首・山西首の四名の工人を領しで本尊仏の製作がおこなわれ、現存の飛鳥大仏はまさにその本尊仏であるとするのに対し、ベルチエ氏は現大仏は推古十三年の止利の作仏であり、推古四年の時点では、別にもつと百濟様式にのつた本尊仏が製作されたものと解される。そしていつの時とか、本来東金堂にあつたはずの大仏が中金堂の岩座の上に移されたものであろうと考えられた。町田・大橋両氏は現大仏は推古十三年の止利による造像仏であり、そしてこの丈六仏こそ飛鳥寺の本尊仏そのものであつたとされるのである。一方では、創建時飛鳥寺の中金堂岩座の上には、敏達十三年に鹿深臣が将来した弥勒石像が奉安されていたのではないかとする小林剛氏の見解があり、町田氏・久野氏ともにこれに賛じておられる。⁽²²⁾ 現存飛鳥大仏については、大方の諸士が推古十三年止利仏師による造像仏と認識されているのであるが、久野氏はあらたな調査の上に、この仏像が止利派の作品ではあり得ないと提言された。これは重大な発言であり、我々としては大きな関心を持たざるを得ない。あらためて毛利氏の説などが想起されるのであるが、しかし久野氏は、毛利説を承認しているわけではない。本尊仏の問題について、文献よりの考察にはいささか手づまりの感があり、当面現存大仏についての、美術史家による専門的考究の進転を俟つよりないのでないか。

なおベルチエ氏は、飛鳥寺が推古十三年を境として、大きくその性格を改変させたということを論じられた。その着想はなかなか面白いのであるが、その論旨に私は全く賛成できない。ベルチエ氏には、この二・三十年來の飛鳥時代についての、政治史的、あるいは仏教史的研究の諸成果をいま少し考慮に入れてもらいたいと云はざるを得ない。具体的には大橋氏の反論に大筋において賛ずるものであるが、もともと推古女帝や聖徳太子は、大王氏一族の中で蘇我系の勢力者であり、その意味で馬子が発願者である飛鳥寺の造営には重大な関心を持っていたにちがいなく、何らかの形での協力者でもあつたであろう。あるいは推古十三年の丈六二仏の造像にも実際に関係があつたのかも知れぬ。しかしそれも馬子主導の

もとでのことである。ところがやがて時が経ち、律令制国家の形成が進むにつれて、飛鳥仏教成立についても天皇中心史観が醸成されてくるに及んで、かつてのことが逆用されることとなつたのではなかつたか。また聖徳太子信仰の形成の中でもうまく栄養素に採り入れられてしまつたのであろうと思うのである。

註

- (1) 「飛鳥寺発掘調査報告」・昭和三十三年・奈良国立文化財研究所。
- (2) 田村円澄氏「飛鳥仏教の歴史的評価」(歴史学研究二三一号・昭和三十四年)、「飛鳥仏教史研究」所収)。なお飛鳥時代前半期について、日本書紀の仏教関係記事がいかに文飾されているかについては、二葉憲香氏も「古代仏教思想史研究」(昭和三十七年刊)の第一篇に於て追及されている。
- (3) 拙稿「飛鳥仏教の再検討」(史学三十六ノ一・三号・昭和三十八年)。
- (4) 毛利久氏「飛鳥大仏の周辺」(仏教芸術六七号・昭和四十三年)、「日本仏教彫刻史の研究」所収)。
- (5) 福山敏男氏「飛鳥寺の創立に関する研究」(史学雑誌四五一〇号・昭和九年)、「日本建築史研究」所収)。
- (6) 藤沢一夫氏「所謂止利仏師と元興寺造仏について」(古文化一・昭和二十七年)。
- (7) 毛利久氏・前掲論文・註(4)。
- (8) これより先に、杉山信三氏は飛鳥寺の発掘調査の結果をふまえ、戊申年から丙辰年にかけて塔と中金堂とは同時造営され丙辰年には金堂の仏像もすでに出来上つていたという解釈の可能性を論及されていた。同氏「飛鳥寺・山田寺・大官大寺」(近畿日本叢書・「飛鳥」—昭和三十九年—所収)。
- (9) 町田甲一氏「元興寺本尊飛鳥大仏」(国華九四二号・昭和四十七年)、「上代彫刻史の研究」所収)。
- (10) フランソワ・ベルチエ氏「飛鳥寺問題の再吟味」(仏教芸術・九六号—昭和四十八年)。
- (11) 小林剛氏「飛鳥地方の彫刻」(前掲・近畿日本叢書・「飛鳥」所収)、「日本美術全史」第一巻の彫刻の項。
- (12) まことにたくみな、面白い解釈の提唱であるが、私は全く同意できない。そのことについてはおつて後述する。
- (13) 町田甲一氏「飛鳥大仏について—ベルチエ氏の批判にこたえる—」(仏教芸術・九八号—昭和四十八年)、「上代彫刻史研究」所収)。
- (14) 大橋一章氏「飛鳥寺の創立に関する問題」(仏教芸術・一〇七号—昭和五十一年)。
- (15) この点について町田氏には何かの錯覚があるのではないかうか。ベルチエ氏は現存大仏は十七年完成の止利仏であると主張しているのであって、毛利氏の推古四年仏とするのとは見解を異にしているのであるが、町田氏は現存大仏こそ推古四年仏であるというのが毛利ベルチエ両氏の説と断じて反論をされて

いる。

(16) 久野健氏「飛鳥大仏論」（美術研究三〇〇号—昭和五十年七月一、同三〇一号—昭和五十年九月。大橋氏の前掲稿は五年五月に美術史学会で発表されたものを翌春に修正加筆されたものである。

(17) 太田博太郎氏「元興寺の歴史」（岩波・「大和古寺大観」・第三巻所収）—昭和五十二年—の註。

(18) 坪井清足氏「飛鳥寺」、太田博太郎氏・前掲稿の註一、志水正志氏「古代寺院の成立」・飛鳥寺の項。

(19) 稲垣晋也編「古代の瓦」、上原和氏「法隆寺に謎は存在するか」（「古代史のなかの仏と寺」所収）。

(20) 近年、大官大寺址の発掘調査がおこなわれた際、この伽藍がかつて焼失したことが確認され、扶桑略記和銅四年焼亡の記載を裏付けることとなつたが、その焼失のとき、中門や廻廊はまだ未完成であり、南門は未着手であったかも知れぬと報告されている。一つの参考にはなることと思う。千田剛道氏「大官大寺跡」（佛教藝術。一一六号—昭和五十二年—）。

(21) 訳(17)におなじ。

(22) この書紀・敏達天皇十三年九月の条に記載される鹿深臣将来弥勒石像について、たなかしげひさ氏は強く疑いを投げている（同氏著・「奈良朝以前寺院址の研究」所収・百濟伝来と称す最初の弥勒石仏を疑う）。

2 推古三十二年の僧官制について

日本における古代僧官制度の形成過程について、昭和三十七年から四十年頃にかけ、主として田村円澄・井上光貞・二葉憲香の諸氏を中心に、集中的に論稿が提出された。私はいまここで、古代僧官制度・国家仏教の形成過程全般について論ずるつもりはないが、ただ推古朝における僧官制度創設の問題についてのみにしぼって、飛鳥寺との関連に於て意見を述べてみたい。

推古朝における僧官設置の記録として、日本書紀につきの三つの史料がある。

推古四年冬十一月、法興寺造竟。則ニ以大臣男善徳臣_ニ拝_ニ寺司。是日慧慈・慧聰、二僧、始住_ニ於法興寺。

同 三十二年四月三日、ある僧が斧で祖父を殴打した。そこで天皇はその悪逆僧ならびにその他の僧尼をも処罰しようとしたところ、百濟の僧觀勒の表上で罪はその悪逆僧のみにとどまつたという事件があった。それにつづいて

十三日、詔曰、夫道人尚犯法。何以誨俗人。故自今已後、任僧正僧都、仍應檢校僧尼。十七日、以觀勒僧為僧正。以鞍部德積為僧都。即日、以阿曇連為法頭。

同 三十三年正月七日、高麗王貢僧惠灌。仍任僧正。

問題は推古三十二年の僧正・僧都・法頭設置・任命の記事である。田村・井上の両氏はその記事を是認される。もっとも両氏とも、この記事の信憑性を問うことが主目的ではなく、推古から大化・天武にかけての日本の僧官制発達の淵源を中國・朝鮮の制度の中に求めんがための論稿である。⁽¹⁾

井上氏は、中国の南北朝から隨代にかけての僧官制度の展開、それを受けた朝鮮・新羅の六世紀中頃から後半期へかけての僧官制度の整備を追究され、そうした東アジア仏教界の流れを背景として、推古三十二年の僧官設置のことについては、書紀の記事にかなりの文飾があることを指摘しながら、「しかし、これらの記事のなかで、僧正・僧都・法頭というような制度は當時じつさいにたてられたものであると考えるのが最も自然で」あるとされるのである。⁽²⁾

一方、田村氏は天皇と蘇我氏との対抗関係の中でこの問題を捉えようとする。

しかし聖徳太子は、蘇我氏が掌握する仏法興隆の主導権に対し、なんらの変更をも加えることができず、結果的に、推古天皇は、仏教に対する傍観的中立的立場の継承を余儀なくされた。……

仏教に対して始めて表明せられた天皇の「公的」な態度―「公的」な天皇と仏教との接触―が、……天降り的な仏寺・僧尼の統制であつた事実は重要である。⁽³⁾
とされている。

ところが、井上氏の月報の論稿と時を同じくして、仲野浩氏による「大化革新と仏教についての二、三の問題」が発表された⁽⁴⁾。仲野氏は推古三十二年の僧官設置のことにつき大きな疑念をいだかれ、「推古三十二年の僧正・僧都の補任の記事を過大に評価する考え方は危険であり、推古天皇三十二年紀の記事は、僧尼統監に関するなんらかの事件を潤色したものと

考えるのが妥当ではなかろうか」とする。それは書紀や僧綱補任抄出などに、推古三十三年以後、天武二年に至るまでこれに類する記事が一つも出てこないこと、また大化元年の詔において、僧正・僧都のことには何ら触れることなく十師その他の僧官がいきなり任命されていることなどによるのである。この点をいつそう鋭く強調するのが二葉憲香氏である。⁽⁵⁾二葉氏はすでにその著「古代仏教思想史研究」において、推古三十二年の天皇による僧官設置には疑問を投げられていたが⁽⁶⁾、昭和四十年、井上説に対する批判論をあらたに展開された。⁽⁷⁾大化元年八月癸卯詔を中心に、推古紀の記事を検討される。そして推古朝における蘇我氏及び天皇の飛鳥寺を中心とする僧団との関係具合から考えて、天皇が諸寺僧尼をよびあつて、これを所罰しようとしたことなどは考え難いこととする。また馬子が政権保持者であったという点から、馬子の施策はそのまま国家のそれであったという考え方は成立たないとして井上説を批判し、その面からも推古三十二年の僧官制成立を否定される。一方、田村氏の主張される如く、蘇我氏におくれをとった天皇が、始めて公的に仏教と接触するその一つの表現として、国家＝天皇による僧尼・寺院の統制・支配がうちだされたという見解については、もし推古朝に國家の仏教中央統制機関が創設せられていたならば、何故に、大化元年詔の推古天皇の所でそのことが全く触れられなかつたのかと反問される。

つぎに法頭について。法頭は推古三十二年の天皇詔に於ては何ら触れられないままに設置されている。しかも大化の新統制機関の中にも存在する。そこで二葉氏は、法頭は実際に設置されたと考えるのが妥当であり、元興寺とその僧尼の俗的統制機関として蘇我氏が創設したものであろうとする。そして「蘇我氏の寺院・僧尼統制機関・制度と称し得るものがあつたとすれば、法頭—寺主—僧尼というかたちのものであつたのではないか」と推測された。

ついで四十二年に、佐久間竜氏の「古代僧官考」が出された。⁽⁸⁾佐久間氏は主として大化の十師について、ならびに僧官制が後の天智・天武朝から大宝令にかけて、どのように展開されていったかを追究されたのであるが、推古朝の僧官制についても触れられている。従前の諸説をあげられた上で、僧官の存否については、推古三十二年紀の記載を指摘し、「比較

的具體性・信憑性のある記事から僧官の存在が認められそうである」とする。また大化元年の詔に僧正・僧都のことが出でることについては、「改新という非常事態を考えると、変更されて大化元年詔に関連する名称がなくとも当然であり、その設置のアイディアは井上氏のいわれる如く、大陸に求めたと考えて不自然ではない」といわれる。

つづいて四十六年、「仏教史学」に中井真孝氏の論稿が発表された。⁽⁹⁾ まず大化元年八月詔の史料批判から出発され、ついで推古から文武に至る僧官制の展開について、これまでの議論とはかなり視角を変えて、独自の考察をすすめられた。そこで「この問題について比較的に史料性の低いと思われている僧綱補任・扶桑略記・元亨釈書・本朝高僧伝などを検討すると、日本書紀にない僧正を挙げている」ことに着目し、「補任抄出」より六人の僧正をあげる。そのうちの福亮については慶雲三年になる法起寺塔婆露盤銘⁽¹⁰⁾によつて、また智藏については懷風藻の智藏伝によつて僧正であつたことが確認でき、福亮は舒明から齊明にかけての頃、智藏は持統朝頃に僧正であつたことを想定し、他の四名についてもその僧正であつた時期を予測している。かくして推古三十二年より文武二年に至る間、正史のその記載はなくとも僧綱は連綿と断絶なく存続していたことを主張される。なお大化の十師のうちの半数はその前後に僧正になつてゐる者であり、「十師は、推古三十二年にはじまる僧正・僧都系の僧綱の非常時形態とも、拡大形態とも」いわるべきものであるとした。一方、法頭は推古朝からの系譜をひき、別に任命された寺司を法制上統轄する上級機関で、仏寺統制の外郭的支配をするものであり、僧綱による内的教導との二元的形態がとられたものであろうとする。

最後に、四十七年に出た柴山正顕氏の論稿は、これも大化以後の僧官制の追究を主目的としているというべきであろうが、推古朝の僧官制については井上説を容認され、そのことを「完全に否定することもできないであろう」とし、「思うに、推古三十二年の僧官設置は、蘇我馬子を主導とする仏法興隆の時流の中で、聖德太子なきあとの推古天皇のとらざるを得なかつた高圧的な政策（態度）ではなかつたか。しかしそれにもかかわらず、僧官任命者のメンバーにみられるように、主導権は依然として蘇我氏の掌中にあつたと思われる」と述べておられる。

さて、推古三十二年の僧官設置の問題にしばって、諸説の展開の跡をふりかえってみたのであるが、私としては、井上氏・二葉氏・中井氏の所論のすぐその背後に、ことの真相が見えているように思うのである。⁽¹²⁾

推古三十二年の、国家としての僧官設置ということは、二葉氏の説かれるごとく、無かつたものと思うのである。しかし、僧正・僧都と呼ばれる高僧はやはり推古末年頃から存在していたのではないだろうか。

推古三十三年、高麗僧惠灌を僧正に任ずる記事、天武二年の義成僧を小僧都にする記事を除いて、推古三十二年と文武二年との具体的な僧官任命の記載の間、正史の記録には七十年間の空白がある。しかもその間、大化元年八月癸卯の詔では、推古以来の僧官のことには何ら触れることなく十師の任命がおこなわれている。非常事態ということがいわれるが、その前文では蘇我氏の仏教顯揚のことがかなり長々と述べられているのである。これはどうみても異常のことであり、推古朝の僧官制ということは、まず疑つてみると自然ではなかろうか。しかも書紀の天武十二年三月の条には

己丑、任僧正・僧都・律師。因以勅曰、統領僧尼、如法、云々。

というあらたまつた記事が載せられているのである。岩波・大系本の頭註にも「令制の僧綱制度の実質的な出発点であろう」と註記されている。そして推古朝では僧正・僧都制が、大化では十師制がたてられ、それがいつの間にかまた僧正・僧都制になっていたというのも無定見な話であるし、また基本的には中国北朝的な僧尼統制制度を受容しながら、そこに南朝的な僧団自律性をもりこんだとするのも十分説得的とは思えないでのある。

しかし一方では、中井氏の指摘される如く、後世の寺家側の記録によれば、七世紀の高僧の中に僧正と呼ばれている人が何人かいたらしいことも全くは無視できないようと思われる。しかも福亮と智藏については、ほぼ同時代の記録にも僧正として記されているのである。しかし中井氏がいわれるところの、僧綱補任などは正史に準拠させるために、書紀に關係記事の出てくる推古三十三年と天武二年の二箇所にその名をまとめて記載したとするのも、いかにも苦しい想定ではなかろうか。要するに僧正という呼称は、飛鳥寺・法興寺に集う僧侶たちの間で、私的に使われだしたものではなかつた

か。そしてその淵源をなしたのは、推古四年、飛鳥寺造宮の進渉にあわせて百濟・高句麗から送られ同寺に居住した慧聰・慧慈の両僧であつたと思う。

三国仏法伝通縁起・卷中の三論宗の条に、觀勒・慧灌のことと述べたのにつづいて⁽¹³⁾

本元興寺有九僧正。謂慧觀・觀勒・慧師・慧輪等、前後補任。此等僧徒皆為聽衆、講論竟日揔預勸賞、多人任僧正矣。また東大寺具書に、⁽¹⁴⁾ 惠灌が孝徳朝に僧正に任せられたことを述べたのにつづいて

僧正弟子福亮、惠輪、智円、智通、惠施、高麗法師六人。僧正惠雲、常安、靈雲、惠隱、惠至、道登、僧旻、惠妙、惠隣、九人法師、皆在本元興寺弘三論宗。陪豐前禁内講三論文。百濟惠宗法師又以同之。惠輪弟子智淵僧正、福亮僧正弟子学生智藏并神泰法師又元興寺人。……

と記述されている。両者はともに鎌倉末期、ほぼ同じ時に書かれたもの。飛鳥時代をはるかに隔たり、紀年その他にあきらかな誤りもふくんでいる。しかし両者より約一世紀前に編纂・抄出のおこなわれた「僧綱補任」（興福寺本）や「僧綱補任抄出」ともまた異ったニュアンスの文意をふくんでいる。すでに当時、寺家の伝えにもかなりの混乱が生じてはいたであろうが、また正史のつづるところとは違つた記録を伝持していたことも、それは奈良朝頃の文献から言い得ることであると思われる。

飛鳥寺（法興寺・元興寺）には、百濟系・高句麗系の僧侶が共に居住していたであろうが、その飛鳥寺をとりまく勢力は、蘇我氏をはじめとして、百濟系の系脈が強かつた。そこに中国南朝から百濟を経由しての南朝系仏教の流傳の波がつながつておき、やがて国家が北朝的な僧尼統制制度を整備してゆくのとはおのずから別に、南朝の僧団でつかわっていた僧正・僧都の呼称が、いつの頃からか、飛鳥寺の高僧にも使われるようになつたのではなかつたか。⁽¹⁵⁾

一方法頭については、推古の末年、飛鳥寺以外にも豪族の寺院造宮が進渉する時勢の中で、それらの寺の寺司を統轄する立場の司として置かれるようになり、将来の玄蕃寮のもとをなすものとなつていつたのであろうと思う。それは二葉氏

の説かれる如く、「蘇我氏による僧尼統制機関」とも考えられるかも知れない。しかしこの段階で、それが蘇我氏によるか、天皇によるかは、私はさして重要でないよう思う。天皇や聖德太子と蘇我馬子とを対極に置いてこの時代を理解しようととする立場を私はとらない。三人のトリオは密接な協力者として、この時代、官司制の整備をすすめていたものと解しているからである。しかし同時に、蘇我系勢力の長老としての、蘇我馬子の仏教顕揚のための諸施策は、そのまま国家のそれとしての重みを持つものであったと考えている。

乙巳のクーデター後の新政権も、飛鳥寺を中心のその仏教界の趨勢はそのまま受容せざるを得なかつたであろうことは、十師の任命の、その顔触れによく示されていると云うべきであろう。やがて天智朝・天武朝に於て律令的統制機構が具備されてゆく際に、その新しい僧綱制度の中に、飛鳥寺の僧正・僧都制は根強く生き残つていったのであつたと思うのである。

註

(1) 井上光貞氏「隨唐以前の中國法と古代日本」(岩波講座・日本歴史月報五一昭和三十七年)。のちに同氏「日本古代國家の研究」第二部第一章に収録—昭和四十年)。

田村円澄氏「國家仏教の成立過程」(史済第九十号—昭和三十八年)、「古代僧官考」(史林・昭和三十九年第一号)、「鴻臚寺と玄蕃寮」(日本佛教第十九号—昭和三十九年)。

(2) 井上氏前掲「日本古代國家の研究」三三三ページ。

(3) 田村氏前掲「國家仏教の成立過程」。

(4) 仲野浩氏「大化革新と仏教についての二、三の問題—大化元年八月癸卯の詔を中心として—」(「日本古代史論集」・上巻所収—昭和三十七年)。

(5) 二葉憲香氏「古代仏教思想史研究」—昭和三十七年—第一

(6) 同氏「推古朝の仏教統制制度—井上光貞氏説に対する疑義」(竜谷史壇五六・五七合併号—昭和四十年)。

(7) 七世紀の僧官制度を考察する場合、その中心となるのはこの大化元年八月癸卯の詔である。しかしこの詔文には史料的に問題とされる面がある。古くは津田左右吉氏の批判、また例えば前掲・仲野氏の論稿と同じ「日本古代史論集・上巻」に家永三郎氏の「考徳紀の史料学的研究」などがある。またそれに対

しては二葉氏「仏教に対する國家統制制度の成立とその性格」(竜谷大学論集三九六号)や中井真考氏(後出)などの反論がある。いまこの点にあまり立入つてゐる余裕がない。ここでは二葉氏や中井氏の考究成果を継承して論をすすめたい。

(8) 佐久間龍氏「古代僧官考」(仏教史学十三の一号—昭和四

篇第二章。

(十二年)。

- (9) 中井真孝氏「大化元年八月癸卯詔をめぐる諸問題」(仏教史学十五の一号—昭和四十六年)。

- (10) 「寧楽遺文」下の九六六ページ。もつともこの銘文は平安末に失われて現存せず、太子伝私記に伝写されているものである。

- (11) 柴山正顕氏「七世紀の仏教統制について」(「日本における政治と宗教」所収—昭和四十七年)。

- (12) この問題について、すべての論説をとりあげるわけにはいかなかつた。これまでにまだ披見できなかつたものもあり、また割愛したものもある。なおその点について、野村忠夫氏「研究史・大化革新」の三一五、四一六ところで、かなり丁寧な紹介がおこなわれている。

- (13) 大日本仏教全書・一一〇ページ。

- (14) 続群書類従・二十七の下・八三ページ。

- (15) 僧都については、書紀・推古三十二年の鞍部德積任命の記事以外に全く史料がなく、その命称がいつ使われはじめたのかは判じ難い。その後の初見は天武二年の義成が小僧都となつた時である。

(昭和五十五年三月)